

小牧市国民健康保険税率等見直しに関する方針（案）

1 主旨

国民健康保険制度改革に伴う税率等の見直しにあたり、税率等の算定基礎となる国保事業費納付金等の本算定数値の提示時期が毎年度 1 月中旬頃となる見込みであることから、税率等の見直しの時間的な制約を考慮し、効率的に税率等の見直しを実施するため、税率等見直しの実施方法等を定める。

2 課税方式

資産割税率を平成 30 年度から段階的に縮小し、令和 4 年度以降の課税方式を 3 方式とする。

3 税率等設定対象年度

令和 3 年度分は 2 年度水準に据置き、令和 4 年度分は令和 3 年度に、令和 5 年度分以降は各前年度に設定する。

4 税率等の算定の基礎となる国保事業費納付金等

税率等の算定に使用する国保事業費納付金等の数値は、税率等設定対象年度の前年度の仮算定数値とする。

5 税率等の算定

(1) 税率等設定対象年度の前年度の国保事業費納付金仮算定時に示される標準保険料率を令和 9 年度の保険税率とし、これを想定目標値とする。

(2) 想定目標値と税率設定対象年度の直前の年度の税率等との差を、税率設定対象年度から令和 9 年度までの年度数で除した税率等を、税率設定対象年度の直前の年度の税率等に加算することを基本とする。ただし経済状況等に配慮して決定する。

(3) (2) で算定した所得割税率に小数点第 2 位未満の数値があるときは、小数点第 3 位を切り上げて小数点第 2 位までを算出し、均等割額及び平等割額に 100 円未満の端数があるときは、100 円に切り上

げる。

6 法定外繰入金

(1) 決算補填等目的による繰入

以下に該当するものは平成 30 年度から段階的に削減し、令和 9 年度以降は原則として決算補填等目的による繰入をしない。

- ア 保険料（税）の収納不足
- イ 累積赤字
- ウ 医療費の増加
- エ 後期高齢者支援金
- オ 公債費、借入金利息
- カ 保険料（税）の負担緩和
- キ 地方単独の保険料（税）軽減
- ク 任意給付

(2) 決算補填等目的以外の繰入

以下に該当するものは当分の間は削減対象とせず、この方針を見直す際に削減の可否について検討する。

- ケ 保険料（税）減免
- コ 地方単独事業給付費波及増
- サ 基金積立金
- シ その他

7 税率等の設定

(1) 資産割税率

平成 30 年度から令和年度の値を以下のように設定する。

	基礎課税分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
平成 30 年度	18.45%	4.68%	4.50%
令和元年度	16.40%	4.16%	4.00%
令和 2 年度	14.35%	3.64%	3.50%
令和 3 年度	12.30%	3.12%	3.00%
令和 4 年度	0.00%	0.00%	0.00%

(2) 所得割税率

令和5年度の値及び令和9年度の想定目標値を以下のように設定する。

	基礎課税分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
平成30年度	4.22%	1.15%	0.99%
令和元年度	4.44%	1.30%	1.12%
令和2年度	4.66%	1.45%	1.25%
令和3年度	4.66%	1.45%	1.25%
令和4年度	4.70%	1.79%	1.48%
令和5年度	4.99%	1.99%	1.67%
⋮	⋮	⋮	⋮
令和9年度	6.15%	2.78%	2.44%

(3) 均等割額

令和5年度の値及び令和9年度の想定目標値を以下のように設定する。

	基礎課税分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
平成30年度	23,700円	6,500円	6,000円
令和元年度	23,900円	6,900円	6,600円
令和2年度	24,100円	7,300円	7,100円
令和3年度	24,100円	7,300円	7,100円
令和4年度	24,600円	8,800円	8,600円
令和5年度	25,000円	9,200円	9,200円
⋮	⋮	⋮	⋮
令和9年度	26,620円	11,674円	12,674円

(4) 平等割額

令和5年度の値及び令和9年度の想定目標値を以下のように設定する。

	基礎課税分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
平成30年度	23,600円	6,300円	5,100円
令和元年度	23,100円	6,400円	5,200円
令和2年度	22,500円	6,500円	5,300円
令和3年度	22,500円	6,500円	5,300円
令和4年度	21,200円	6,600円	5,700円
令和5年度	20,400円	6,800円	5,800円
⋮	⋮	⋮	⋮
令和9年度	17,219円	7,551円	6,267円

8 方針の見直し

この方針は3年度毎に見直す。ただし、必要があればその他の年度においても見直すことができる。